

# 知的障害特別支援学校における児童生徒との関わりの中で生じる教師の受傷状況とその原因に関する分析

—鳥取県における聞き取り調査—

○阪本清美

井上雅彦

(鳥取大学医学系研究科医学専攻脳神経小児科学)

(鳥取大学医学系研究科臨床心理学講座)

KEY WORD : 特別支援学校・教師・受傷

## I. 問題と目的

近年の地方公共団体における公務災害の認定状況をみると、警察職員や消防職員が減少傾向にある中、義務教育学校職員がゆるやかな増加傾向にある。酒井ら(2012)は、教育職員を対象に、公務災害の要因分析を行い、防止策についての報告を行った。それによると、特別支援学校における発生率が全校種の中で際立って高い状況が報告された。特に近年、特別な支援を要する子どもが増加し、障害の状態や特性に応じた対応ができないことが公務災害につながる事例が増加していること、校内暴力によるものも見受けられることが指摘された。

また、教育の現場では、特に発達障害児が在籍している知的障害特別支援学校でにおいて、対人トラブルを中心とした問題とそこから派生する暴言・暴力等に苦慮していることや、支援が担任任せになっているなど支援の不十分さも指摘されている(熊地ら,2012)。第一筆者の2015年の調査によると、教職員の受傷の全体件数 329 件中、担任が負傷した事象が全体の85%に上り、その1.8%が児童生徒との関わりの中で公務災害となるけがに至っている現状がある。

本研究では、鳥取県内の特別支援学校における公務災害の記録を調査対象とし、教育職員の受傷の状況を明らかにし、対応策検討の基礎資料を得ることを目的とする。

## II. 方法

### 1) 対象

A 県内特別支援学校 9 校の公務災害の記録、平成 24~26 年度の 3 年間分の中で児童生徒との関わりの中で生じた事象を対象とした。

### 2) 調査手続き

2015 年 6 月から 8 月にかけて、各特別支援学校に、事前に調査内容を記した文書と調査項目を郵送した。文書が到着後、該当の事象の有無を電話で確認した。該当事象がある学校について、第一筆者が各学校を訪問し、各校担当者にケガの発生状況等についてインタビューした。各校担当者には、公務災害の記録から読み取れる範囲内での回答を求めた。

調査内容は、①受傷状況に関する情報、②受傷者に関する情報、③教師の受傷に関わった児童生徒に関する情報である。

### 3) 分析方法

インタビューで得たデータを、ABC 分析により状況を整理したのち、KJ 法により受傷状況を明らかにした。

### 4) 倫理的配慮

調査対象者に、協力は任意であること、研究協力拒否の権利、研究拒否しても不利益を受けないこと、データの取り扱いなどについて口頭と文書で説明し、文書によって同意を得た。

## III. 結果

1) 対象となった事象 全公務災害 5 5 事象中 2 5 事象

2) 受傷者について 2 0 歳代から 6 0 歳代の 2 5 名が受傷し、男女比は 1 0 : 1 5 であった。受傷者は、日ごろ児童生徒に関わっている時間の長い担任が半数を占めたが、担任外も半数をしめた。受傷部位は、頭部、頸部、上肢が約 7 割を占め、受傷内容としては打撲、骨折、咬創が約 7 割を占めた

3) 事象に関わった児童生徒について

高等部の生徒との関わりでの受傷が 5 割以上を占める。25 事象に関わっている児童生徒は 26 名で、全員に知的障害がある。そのうち 6 名は軽度の知的障害、26 名中 17 名 (65.4%)

が自閉症を併せ持っていた。さらに、その他の障害を併せ持っている児童生徒もあった。

### 4) 事象ごとに見るケガに至る状況

25 事象について、状況を ABC 分析し、さらに KJ 法によって、教師が受傷に至った原因と思われる要因ごとに整理し、4 種類の要因が見出された。

① 思いがけない出来事

② 子どものパニックを、教師が制止した

③ 子どもの暴力を制止したことで、さらに暴力がひどくなった

④ 子どもが暴力に至る前兆行動が見られていたが、さらに教師による制止、叱責が続いたため、暴力に至った

## IV. 考察

1) けがに至る状況について 教師は、児童生徒自身が傷つくことを防ごうとしたり、他の児童生徒や他の教師への他害や学習の妨害にならないようにしたりするために、自らの体で児童生徒を直に抱きかかえたり、手をおさえたりして、児童生徒の行動を制止していた。岡村ら(2007)は、「問題行動は、それをやめさせようとする周囲の人の対応が逆に当該の問題行動を強化したり、また周囲の人も一時的効果からその対応を繰り返してしまったりという相互作用のパターンにより、維持され、定着しやすい」と報告している。安部ら

(2001)は「攻撃行動が生起する直前に素早く身体をブロックしたり、対象児の両手を強く握り、拘束状態にしたりする等の対応を行っているが、これらの対応は攻撃行動の強度が弱いゆえに、可能な対応である。」と報告している。しかし、本調査では、拘束状態にすることによって教師のケガが発生しており、拘束状態による対応は有効でないと思われる。

2) 児童生徒への対応について 児童生徒がどんなきっかけでパニックを起こしやすいのか、日ごろの様子から予測し、予防的な対応として事前の工夫(パニックが起きにくい環境を設定すること)が必要であると考えた。また、児童生徒が暴力やその前兆行動に至っている時に、制止や叱責を重ねるのは、児童生徒の特性上有効でないことが示された。地方公務員災害補償基金(2012)では、教職員に向けて「まずは『自分の身は自分で守る』という認識をもつ」こと、「必要な『情報共有』は確実にを行う」ことを呼びかけている。また、酒井ら(2012)も対応策として、「教育職員の現場での対応力を上げられるよう、情報共有や徹底した研修」の必要性を報告している。児童生徒や教師の身体の安全やその後の教育活動における影響を考えると、事前に児童生徒と教師が、そのような状況に至った際の対応について話し合っておいたり、安全な場所でクールダウンできるようにするなどした上で、落ち着いてから共感的に関わりながら指導を行うことが必要だと考える。

3) 今後の課題 今回は、公務災害の記録とその状況の聞き取りでの調査だったが、今後、受傷経験のある教師に、受傷時の心境やその後の教育活動への影響などについてインタビューし、暴力や不適切行動のある児童生徒への対応やそのような行動に至らないための予防的な対応について、現場に即したものを検討することが必要だと考える。

(SAKAMOTO Kiyomi, INOUE Masahiko)